



全額繰上償還申出書

全額繰上償還 予定年月	所属所名 所属所コード	会員氏名 職員番号
令和 年 月		

なるべく電算用ゴム印を使用してください。

全額繰上償還する貸付

区分	貸付種別	貸付番号	貸付年月日
互助会	下記のいずれかに ○をつける		昭和・平成・令和 年 月 日



貸付種別	一般	住宅	教育	災害	自動車	医療	冠婚葬祭
------	----	----	----	----	-----	----	------

一般財団法人埼玉県教職員互助会貸付規程第 12 条の規定に基づき、借受中の貸付金を全額繰上償還したいので申し出ます。

令和 年 月 日

所属所名 _____ TEL () _____
〒

会員住所 _____

氏 名 _____ (印) TEL () _____

一般財団法人埼玉県教職員互助会理事長 様

- 注 1 繰上償還予定月の前月 15 日（閉庁日のときはその前日）までに提出してください。
- 注 2 償還猶予金（育児休業等の期間中に償還猶予を受けた金額）の残額がある場合は、その金額を加算した額が払込額となります。
- 注 3 繰上償還予定月に退職等の資格の喪失が見込まれる場合は、繰上償還をすることはできません。
- 注 4 借換えをする場合、送金月に当該種別の貸付を繰上償還することはできません。

全額繰上償還を希望される方へ

償還の種類	全額繰上償還（全額一括返済）
提出書類	様式第4号「全額繰上償還申出書」
提出先	埼玉県教育局教育総務部福利課貸付・ライフプラン担当 〒330-0063 さいたま市浦和区高砂3-14-21 職員会館5階 Tel.048-830-6701
提出期限	毎月15日（その日が閉庁日の場合はその前日）
償還予定月	提出期限の翌月
納入期限	償還予定月の21日（金融機関の休業日に当たる場合は前営業日）
繰上償還の方法	償還予定月初旬に福利課から所属所経由で送付する振込依頼書により、最寄りの金融機関から払い込んでください。（口座引落とし・給与控除ではありません。） また、納入期限を過ぎての払い込みはできません。
払込金額	償還予定月末の未償還元金に、ボーナス償還分の経過利息及び償還猶予金残額を加算した金額。 なお、今後利率改定が行われた場合は申込時の払い込み予定額から変わる可能性があります。
繰上償還後の処理	繰上償還月の翌月下旬に借用証書を返付します。
償還できない場合	①繰上償還予定月に退職等で資格喪失が見込まれる場合。 ②同一月に借替（同一種別の貸付の借替）を予定している場合。
繰上償還の取消し	「全額繰上償還申出書」を提出後に繰上償還を取り消す場合は、福利課貸付・ライフプラン担当まで御連絡ください。

申出書の記入上の注意事項

申出書の区分	共済・互助会、貸付種別ごと（1種別につき1枚）に記入してください。
貸付種別コード・貸付番号・貸付年月日	償還表を確認の上、記入してください。

※ 繰上償還月の給料（ボーナス）まで返済金が控除され、翌月の給料から返済金の控除がなくなります。